

中期協定留学参加にあたっての注意事項（文学部生）

この留学は、本学に1年以上在学し、かつ、所定の単位を修得した学生を対象としています（※履修要項の「長期協定留学」の項を参照）。

主な特徴は、次の4点です。

- ① 半期の留学期間は、修業年限（4年）に算入することができます。
- ② 留学する年度の履修登録は、留学期間ではない前期もしくは後期の科目に制限され、一部の演習科目を除き通年科目の履修はできません。
- ③ 留学期間中の授業料等の納付金は、3分の2が免除されます。また、「成蹊大学外国留学プログラム費補助金」を受給することが可能です。
- ④ 留学先での学修を終了した学生には、その学修内容により、授業科目として単位認定を受けることができます。単位認定科目および単位数については、別表を確認してください。

※ 留学する年度の履修登録は、必ず指導教授等の履修指導を受けて行なってください。またこの中期留学に前期または後期から参加することにより、当年度の半期分の履修登録および単位認定方法等が変わりますので、注意してください。

【前期(春期)に留学する場合】

履修登録できる科目は、後期開講科目と卒業論文のみとなります。

4年次

(ア) 英米文学科・国際文化学科・現代社会学科

「演習Ⅲ」の留学による単位認定、留学終了後の後期における「演習Ⅳ」の履修および「卒業論文」の提出が可能です。このため、卒業要件を満たせば、留学した年度に卒業することができます。

(イ) 日本文学科

留学終了後の後期に、「日本文学演習Ⅳ」または「日本語学演習Ⅳ」のいずれかを集中して2科目履修することで、そのうち1科目を「日本文学演習Ⅲ」または「日本語学演習Ⅲ」に読み替えて、「日本文学演習Ⅲ」と「日本文学演習Ⅳ」、または「日本語学演習Ⅲ」と「日本語学演習Ⅳ」という2科目の単位を修得することが可能です。また、留学終了後の後期における「卒業論文」の提出が可能です。このため、留学前の既修得単位と、留学により認定された単位および後期開講科目のうち修得した単位（「日本文学演習Ⅲ」または「日本語学演習Ⅲ」を含む）とを合わせて、卒業要件を満たすのであれば、留学した年度に卒業することができます。

3年次

(ア) 英米文学科・国際文化学科・現代社会学科

留学前の既修得単位、留学により認定された単位（「演習Ⅰ」を含む）、および後期開講科目のうち修得した単位（「演習Ⅱ」を含む）と合わせて進級要件を満たすのであれば、4年次に進級することが可能です。

(イ) 日本文学科

留学終了後の後期に、「日本文学演習Ⅱ」または「日本語学演習Ⅱ」のいずれかを集中して2科目履修することで、そのうち1科目を「日本文学演習Ⅰ」または「日本語学演習Ⅰ」に読み替えて、「日本文学演習Ⅰ」と「日本文学演習Ⅱ」、または「日本語学演習Ⅰ」と「日本語学演習Ⅱ」という2科目の単位を修得することが可能です。このため、留学前の既修得単位と、留学により認定された単位および後期開講科目のうち修得した単位（「日本文学演習Ⅰ」または「日本語学演習Ⅰ」を含む）とを合わせて、進級要件を満たすのであれば、4年次に進級することができます。

2年次

全学科について、留学前の既修得単位、留学により認定された単位および後期開講科目のうち、修得した単位と合わせて、進級要件を満たすのであれば、3年次に進級することができます。

なお、留学により単位認定が可能な科目には限りがあります。そのため、進級要件を満たすかどうかを、慎重に検討する必要があります。また4年間で卒業するためには、3年次以降に多くの科目を履修し、単位を修得する必要があります。留学後の3年次において、履修希望科目に時間割上の重複がおこることもあるため、必ずしも思いどおりの履修登録ができない場合も考えられますので注意してください。

【 後期(秋期)に留学する場合 】

履修登録できる科目は、前期開講科目のみとなります。

4年次

全学科について、留学によって「卒業論文」が単位認定されないため、留学した年度においては卒業ができません。なお、次年度については、卒業論文の提出にかかわる手続き等が変更になる可能性がありますし、授業料などの減免、9月卒業などの可能性もあるので、指導教授と十分に相談をしてください。

(ア) 英米文学科

「演習Ⅳ」の留学による単位認定を認めません。

(イ) 国際文化学科・現代社会学科

「演習Ⅳ」の留学による単位認定が可能です。

(ウ) 日本文学科

留学前の前期に、「日本文学演習Ⅲ」または「日本語学演習Ⅲ」のいずれかを集中して2科目履修することで、そのうち1科目を「日本文学演習Ⅳ」または「日本語学演習Ⅳ」に読み替えて、「日本文学演習Ⅲ」と「日本文学演習Ⅳ」、または「日本語学演習Ⅲ」と「日本語学演習Ⅳ」という2科目の単位を修得することが可能です。あるいは、留学後の次年度前期に、「日本文学演習Ⅲ」または「日本語学演習Ⅲ」を履修して、それを「日本文学演習Ⅳ」または「日本語学演習Ⅳ」に読み替えることも可能です。

3年次

(ア) 英米文学科・国際文化学科・現代社会学科

留学前の既修得単位(「演習Ⅰ」を含む)と、留学により認定された単位(「演習Ⅱ」を含む)とを合わせて、進級要件を満たすのであれば、帰国後4年次に進級することが可能です。

(イ) 日本文学科

留学前の前期に、「日本文学演習Ⅰ」または「日本語学演習Ⅰ」のいずれかを集中して2科目履修することで、そのうち1科目を「日本文学演習Ⅱ」または「日本語学演習Ⅱ」に読み替えて、「日本文学演習Ⅰ」と「日本文学演習Ⅱ」、または「日本語学演習Ⅰ」と「日本語学演習Ⅱ」を修得することが可能です。このため、留学前の既修得単位(「日本文学演習Ⅱ」または「日本語学演習Ⅱ」を含む)と、留学により認定された単位とを合わせて、進級要件を満たすのであれば、帰国後4年次に進級することができます。

2年次

全学科について、留学前の既修得単位、留学により認定された単位と合わせて進級要件を満たすのであれば、帰国後3年次に進級することができます。

なお、留学により単位認定が可能な科目には限りがあります。そのため、進級要件を満たすかどうかを、慎重に検討する必要があります。また4年間で卒業するためには、3年次以降に多くの科目を履修し、単位を修得する必要があります。留学後の3年次において、履修希望科目に時間割上の重複がおこることもあるため、必ずしも思いどおりの履修登録ができない場合も考えられますので注意してください。